



# 金 沢 市 公 報

第 2 7 5 0 号

平成25年(2013年)1月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
<b>告 示</b>	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等を撤去し、保管したことについて ( " )	2
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	3
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の名称の変更について ( " )	3
身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定について (障害福祉課)	3
身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定の辞退について ( " )	3
障害者自立支援法の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定について ( " )	4

障害者自立支援法の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退について ( " )	4
<b>公 告</b>	
都市計画法の規定に基づく都市計画の決定について (都市計画課)	5
<b>農業委員会告示</b>	
平成25年第1回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	5
<b>公営企業告示</b>	
金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課)	5
金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について ( " )	6
公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について (建設課)	8

## 告 示

### ●金沢市告示第3号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成25年1月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称  
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅原付バイク駐車場  
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場  
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場  
 金沢市営森本駅西自転車駐車場  
 金沢市営野町駅前自転車駐車場  
 金沢市営馬替駅前自転車駐車場  
 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場  
 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場

金沢市営割出駅前自転車駐車場  
 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場  
 金沢市営柿木島自転車駐車場  
 金沢市営鳴和第1自転車駐車場

2 保管した自転車等の台数

自転車 168台  
 原動機付自転車 2台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成24年12月1日から同月31日まで

4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号  
 財団法人金沢まちづくり財団

5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成25年1月21日から同年4月20日まで  
 午前10時から午後7時まで  
 場所 金沢市問屋町2丁目95番地  
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第4号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	7台	2台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	1台	
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	2台	
片町地区自転車等放置禁止区域	1台	
西念4丁目地内	1台	
米泉町4丁目地内	1台	
木越1丁目地内	1台	
入江3丁目地内	1台	
金石本町地内	2台	
粟崎町地内	4台	
片町2丁目地内	8台	
北塚町地内	5台	
長田町地内	1台	

2 自転車等を撤去し、保管した日

平成24年12月1日から同月31日まで

3 保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成25年1月21日から同年7月20日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地  
 金沢市自転車等保管庫

## ●金沢市告示第5号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成25年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
ひろせクリニック	金沢市戸板第二土地区画整理事業施行地区内28街区1番地	平成24年11月1日
泉コメヤ薬局	金沢市泉2丁目6番5号	平成24年11月1日

## ●金沢市告示第6号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成25年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称		所 在 地	変更年月日
変 更 前	変 更 後		
紺谷産婦人科医院	紺谷内科婦人科クリニック	金沢市畝田東2丁目125番地	平成24年10月1日

## ●金沢市告示第7号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

平成25年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

医療機関の名称	所 在 地	診療科目	医師の氏名	指定年月日
紺谷内科婦人科クリニック	金沢市畝田東2丁目125番地	内科	紺谷 真	平成24年12月21日
独立行政法人国立病院機構金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	小児科	井上 巳香	平成24年12月21日
独立行政法人国立病院機構金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	小児科	千田 裕美	平成24年12月21日
介護老人保健施設みらいのさと太陽	金沢市鞍月1丁目17番地	内科	森 厚文	平成24年12月21日
国家公務員共済組合連合会北陸病院	金沢市泉が丘2丁目13番43号	外科	森下 実	平成24年12月21日
社会福祉法人聖霊病院金沢聖霊総合病院	金沢市長町1丁目5番30号	内科	杉本 立甫	平成24年12月21日
宗広病院	金沢市桜町24番30号	整形外科	松井 貴至	平成24年12月21日
医療法人社団浅ノ川浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地	腎臓内科	中澤 哲也	平成24年12月21日

## ●金沢市告示第8号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定による身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を辞退する旨の届出及び同項の指定を受けた医師が死亡した旨の届出があったので、次のとおり告示します。

平成25年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	辞退年月日
宗広病院	金沢市桜町24番30号	内科	平丸 三樹	平成19年8月22日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	眼科	高橋 眞美	平成24年3月31日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	耳鼻咽喉科	広田 京子	平成24年4月1日
宗広病院	金沢市桜町24番30号	整形外科	高田 宗知	平成24年11月30日

## ●金沢市告示第9号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、次の医療機関を指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定したので、同法第69条の規定により告示します。

平成25年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所在地	開設者	指定年月日
イオン薬局杜の里店	金沢市もりの里1丁目70番地	イオンリテール株式会社 代表取締役 村井 正平	平成25年1月1日
このは薬局	金沢市高尾南3丁目109番地	有限会社アシスト 代表取締役 北荘 千恵子	平成25年1月1日
瑠璃光薬局城北店	金沢市小坂町北168番地	株式会社瑠璃光 代表取締役社長 中谷 隆正	平成25年1月1日
阪神調剤薬局金沢石引店	金沢市石引1丁目7番16号	株式会社阪神調剤薬局 代表取締役 岩崎 壽毅	平成25年1月1日
中森かいてき戸板薬局	金沢市戸板第二土地区画整理 事業施行地区内28街区2番地	有限会社ひろ 代表取締役 中森 寛典	平成25年1月1日
泉コメヤ薬局	金沢市泉2丁目6番5号	株式会社コメヤ薬局 代表取締役 長基 健司	平成25年1月1日

## ●金沢市告示第10号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次の医療機関から同法第59条第1項により指定された指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を辞退する旨の届出があったので、同法第69条の規定により告示します。

平成25年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所在地	開設者	辞退年月日
北陸大学附属ほがらか薬局	金沢市金川町水3番地	学校法人北陸大学 理事長 北元 喜朗	平成24年4月1日
島田薬局	金沢市藤江南3丁目168番地 12	有限会社くすりのシマダ 代表取締役 島田 和美	平成24年9月21日
福江薬局	金沢市片町1丁目8番19号	福江 暁	平成24年11月1日
みどり薬局	金沢市高尾南2丁目183番地	有限会社アシスト 代表取締役 北荘 千恵子	平成24年11月30日
野村健美堂薬局	金沢市北塚町西476番地2	野村 千秋	平成24年12月7日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成25年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を決定する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金沢都市計画 地区計画	金沢市三池町の一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成25年1月21日から 同年2月4日まで	スマートタウン 東金沢地区 地区計画 (旧名称：ウッド パーク三池地区地 区計画)

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第1号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成25年第1回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年1月21日

金沢市農業委員会  
会長 朝 倉 忍

1 日時

平成25年1月29日午後3時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 平成25年事業計画（案）について
- (2) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (3) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第1項に規定する承認、変更及び廃止の申請について
- (4) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (5) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第1号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年1月21日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

1 平成24年9月1日から同年11月30日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 64,920円

- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 80,220円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 66,790円
- 2 原料価格変動額 3,000円  
算式 66,790円 (1トン当たり平均原料価格) - 63,730円 (1トン当たり基準平均原料価格) = 3,000円 (100円未満切捨て)
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 + 3,000円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.082円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に2.46円を加算した額になります (小数点第3位以下切捨て)。
- 4 平成25年2月1日から同月28日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	229円21銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	227円21銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	214円71銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	212円88銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	207円88銭

●金沢市公営企業告示第2号

金沢市液化石油ガス供給条例 (昭和63年条例第5号) 第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年1月21日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

- 1 金沢湖陽住宅団地供給地点群
  - (1) 平成24年9月1日から同年11月30日までの平均原料価格  
1トン当たり 80,220円
  - (2) 原料価格変動額 7,700円  
算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 80,220円 (1トン当たり平均原料価格) = 7,700円 (100円未満切捨て)
  - (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 - 7,700円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から15.71円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。
  - (4) 平成25年2月1日から同月28日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	405円59銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	396円49銭

## 2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成24年9月1日から同年11月30日までの平均原料価格  
1トン当たり 80,220円
- (2) 原料価格変動額 7,700円  
算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 80,220円 (1トン当たり平均原料価格) = 7,700円 (100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 - 7,700円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から15.71円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成25年2月1日から同月28日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	405円67銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	396円57銭

## 3 南森本供給地点群

- (1) 平成24年9月1日から同年11月30日までの平均原料価格  
1トン当たり 80,220円
- (2) 原料価格変動額 7,700円  
算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 80,220円 (1トン当たり平均原料価格) = 7,700円 (100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 - 7,700円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から15.71円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成25年2月1日から同月28日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	384円44銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	375円34銭

## 4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成24年9月1日から同年11月30日までの平均原料価格  
1トン当たり 80,220円
- (2) 原料価格変動額 7,700円  
算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 80,220円 (1トン当たり平均原料価格) = 7,700円 (100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 - 7,700円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から15.71円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成25年2月1日から同月28日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	428円5銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	418円95銭

●金沢市公営企業告示第3号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成25年1月21日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成25年2月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
  - (1) 上辰巳町及び窪2丁目の各一部
  - (2) 今町、近岡町、直江町、副都心北部大友土地区画整理事業地、副都心北部大河端土地区画整理事業地及び副都心北部直江土地区画整理事業地の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
  - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市東力町八272番地  
名称 西部水質管理センター
  - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市湊3丁目5番地8  
名称 臨海水質管理センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

平成25年(2013年)1月21日 印刷	発行人	金 沢 市
平成25年(2013年)1月21日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円 印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄